

提出日： 2025 年 11 月 25 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法学部	教授	木川 裕一郎

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。				
	<table><tbody><tr><td>1. 2025年4月 1日 ～ 2026年3月31日</td><td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 40px; margin: 0 auto;">3</div></td></tr><tr><td>2. 2025年9月 1日 ～ 2026年8月31日</td></tr><tr><td>3. 2025年4月 1日 ～ 2025年9月20日</td></tr><tr><td>4. 2025年9月21日 ～ 2026年3月31日</td></tr></tbody></table>	1. 2025年4月 1日 ～ 2026年3月31日	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 40px; margin: 0 auto;">3</div>	2. 2025年9月 1日 ～ 2026年8月31日	3. 2025年4月 1日 ～ 2025年9月20日
1. 2025年4月 1日 ～ 2026年3月31日	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 40px; margin: 0 auto;">3</div>				
2. 2025年9月 1日 ～ 2026年8月31日					
3. 2025年4月 1日 ～ 2025年9月20日					
4. 2025年9月21日 ～ 2026年3月31日					
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。				
	<p>4月および5月には、書籍その他の資料を利用し、倒産実務家の職務内容を精査し直した。6月4日から8月6日まで訪独し、実態調査を実施した。主として、裁判所を訪問し、倒産実務を見聞するとともに、いくつかの裁判所では裁判官または裁判所事務官に倒産実務上の法的問題点につき話を聞くことができた。主要な日程と訪問した裁判所は次のとおりである。すなわち、6月12日および13日：ミュンヘン地方裁判所、6月18日および19日：ドレスデン地方裁判所、6月20日：ポツダム区裁判所、7月4日：ベルリン地方裁判所、7月17日および18日：ハンブルグ地方裁判所、7月21日および22日：ケルン区裁判所およびドルトムント区裁判所、7月25日：ニュルンベルグ第2区裁判所、8月1日：フライブルグ区裁判所ほか。ドイツ滞在中、6月5日～8月7日までの上記認定以外は、ドイツ・ミュンヘンに拠点を置き、ミュンヘン大学法学部図書館で資料収集にあたった。帰国後は、調査内容の整理にあてた。</p>				
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。				
	<p>専門とする倒産法領域に関連して得られた成果として、次の3点を挙げられる。第1に、ドイツでは、(地域差はあるが)裁判所の破産管財人や倒産者の手続遂行に対するコントロールが比較的強い。第2に、裁判所のコントロールに際しては、債権者の意向が強く反映され、構図としては倒産者の立場と債権者の立場の対立が比較的鮮明である。第3に、倒産手続費用は、日本では全国ほぼ一律であるのに対して、ドイツは、連邦制を採用しているために、各地域で差がある。これらの知見のもと、我が国倒産実務における手続申立代理人の役割について考察を続ける予定である。特に、倒産(破産)手続申立前の申立代理人の責務を明らかにしたい。</p>				
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。				
	<p>我が国では倒産実務において破産管財人と申立代理人の協力関係が不可欠であるのも拘わらず、東京地裁で発行されている破産管財人マニュアルに匹敵する申立代理人マニュアルがない。そこで、研究成果欄に記したポイントを中心に考察し、破産管財人と申立代理人との間の法的トラブルを避けるのに必要な知見をまとめたい。</p>				